

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第29号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「及び保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター」を「等」に改め、同条第1項中「保健福祉局生活福祉部保険年金課」の右に「及び同局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課」を加え、「同室医療衛生センター並びに」を削り、同条第2項中「保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター」を「保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（以下「保健福祉局医療衛生企画課」という。）」に改め、「保健所医療衛生企画課及び」を削る。

第17条第2項中「第15条第2項各号」を「第17条第2項各号」に改め、同条を第19条とする。

第16条第2項第3号中「第15条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(区役所等の保健福祉センター等に属する職員に係る兼職及び事務)

第14条 区役所等の保健福祉センターに属する職員のうち次の表の左欄に掲げる職にある職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、同表の右欄に掲げる職に兼職されたものとみなす。

保健福祉センター長	保健福祉局医療衛生推進室担当部長
保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課担当課長	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課担当課長

2 区役所等の保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課健康長寿推進係長は、その職にある間、辞令を用いることなく、保健福祉局医療衛生企画課の職員に兼職されたものとみなす。

3 保健福祉センター健康長寿推進課に属する職員（第10条第3項各号に掲げる事務に従事する者に限り、管理栄養士及び歯科衛生士を除く。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、保健福祉局医療衛生企画課の職員に兼職されたものとみなす。ただし、

前2項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

4 京北出張所に属する職員（保健師に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、保健所医療衛生企画課の職員に兼職されたものとみなす。

5 前4項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、その勤務公署である区役所等及び京北出張所における次に掲げる事務（第2項の職員にあつては、第1号に掲げる事務のうち結核検診に関するものに限る。）に従事させる。

(1) 感染症の予防に関すること。

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(保健福祉局医療衛生企画課に属する職員に係る兼職及び事務)

第10条 保健福祉局医療衛生企画課の担当係長（区役所等における感染症の予防及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務に従事する者に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、市長が指定する区役所等の保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課（以下「保健福祉センター健康長寿推進課」という。）の職員に兼職されたものとみなす。

2 保健福祉局医療衛生企画課に属する職員（区役所等を勤務公署とする者に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、その勤務する区役所等の保健福祉センター健康長寿推進課の職員に兼職されたものとみなす。

3 前2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。ただし、第1項の職員にあつては、第2号に掲げる事務に従事させないものとする。

(1) 地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

(2) 高齢者の福祉に係る支援に関すること。

(3) 健康に関する診査及び検診に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、

同条第2項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「第16条第1項」を「第

18条第1項」に、「第12条第4項」を「第13条第4項」に、「第16条第2項第1号」を「第18条第2項第1号」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第12条第4項」を「第13条第4項」に改める。

(行財政局人事部人事課)